

SHOKO CHUKIN BANK



平成30年3月期
ミニディスクロージャー誌

第89期

平成29年4月1日～平成30年3月31日

人を思う。未来を思う。

商工中金の概要

(平成30年3月31日現在)

● 名称

株式会社 商工組合中央金庫(略称/商工中金)
(平成20年10月1日 株式会社化)

● 会社成立の年月日

昭和11年10月8日

● 目的

株式会社商工組合中央金庫は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。

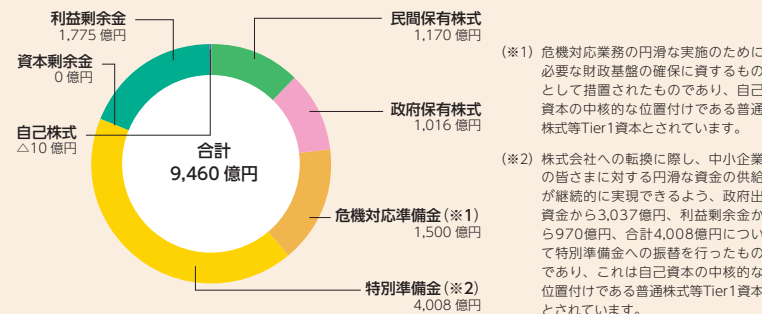
● 業務開始

昭和11年12月10日

● 資本金

2,186億円(うち政府出資1,016億円)

● 資本構成



● 資金量

預金	4兆8,922億円
譲渡性預金	2,572億円
債券	4兆4,595億円

● 貸出金

8兆6,481億円

● 店舗等

国内100/海外4

● 職員数

3,857人

● 格付

	R&I	JCR	Moody's
長期	AA ⁻ (ネガティブ)	AA ⁺ (ネガティブ)	A1 (ネガティブ)

商工中金に関する情報は、インターネットのホームページでも、ご紹介しています。

<https://www.shokochukin.co.jp/>

トップメッセージ

Message from the President

を計上したことなどから、569億円の経常利益、362億円の当期純利益を計上することができました。この間の株主の皆さまならびにお取引先の皆さまのご支援に厚くお礼申し上げます。

● 今後の業務運営

危険対応業務等の不正事案に繋がった商工中金本位の業務運営を真摯に反省し、再発防止策の着実な実施に取り組むとともに、お取引先とのリレーションを深化させ、真にお客さま本位で長期的な視点から、困難な経営課題を抱えている中小企業の企業価値向上に貢献するというビジネスモデルの再構築に向け、全役職員がその意識を共有し、一丸となって解体的な出直しを図ってまいります。

まず、コンプライアンス意識の立て直しについて、組織風土改革・意識改革の実現に向け、倫理憲章や行動基準の策定、継続的な教育研修等の実施を通じてコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、不正をおこさせない仕組みを整備し、コンプライアンス最優先の業務運営を実現・定着させてまいります。

今後、中小企業専門金融機関としての実績・ノウハウや、国内外のネットワークなど、商工中金ならではの特性を活かした「経営支援総合金融サービス事業」へと転換してまいります。具体的には、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしているが課題に直面している中小企業に対して、課題解決に繋がる付加価値の高いサービスの提供に重点的に取り組み、地域金融の一層の活性化に貢献してまいります。

さらに、こうした持続可能なビジネスモデルを実現するために、商工中金の業務・組織・人事制度を抜本的に改革し、経営・業務の徹底した高度化・効率化を実行するとともに、経営体制の刷新や取締役会等の機能強化など、新たなガバナンス態勢の構築を図ってまいります。

また、これらの取り組みにより、商工中金の使命である中小企業と中小企業組合の持続的成長に貢献してまいります。

● むすび

中小企業金融の円滑化と中小企業の成長・発展に貢献するという原点に立ち返り、必要な改革を迅速に実施し、役職員一丸となって、皆さまから再び信頼いただけるよう全力で努めてまいります。

皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年7月

株式会社 商工組合中央金庫
取締役社長

関根 正裕

Contents

トップメッセージ..... 1

ビジネスモデルの実現に向けて

危険対応業務等における不正行為事案.. 2
ビジネスモデル等に係る業務の改善計画..... 3
株式会社商工組合中央金庫法の概要について..... 10
中小企業の企業価値向上へのサポート.. 11
地域金融機関との連携、金融円滑化への取組み.. 16
セーフティネット機能の発揮..... 17

財務ハイライト

収支の状況..... 18
貸出金の状況..... 19
不良債権の状況..... 20
資金調達状況、自己資本の状況..... 21

決算の状況

単体決算の状況..... 22
連結決算の状況..... 23

株式の状況

..... 24

店舗等一覧

..... 25

ビジネスモデルの実現に向けて

>>> 危機対応業務等における不正行為事案

商工中金の危機対応業務の不正行為事案等に関しまして、お取引先をはじめ、株主や国民の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

危機対応業務の要件確認にあたって必要となる書類を改ざんする等の不正行為が広範に発生しただけでなく、その他の業務においても不適切な業務運営があったことにより、平成29年10月25日、経済産業省、財務省、金融庁、農林水産省より、二度目の行政処分を受けました。

事案の経緯

- H28.10.24 : 商工中金の危機対応業務における貸付対象の要件確認にあたり、職員による、取引先の試算表等の数値・日付の入替え、変更等の改ざんが判明。
- H28.12.12 : 第三者委員会を設置し、調査・原因究明・再発防止策の提言を依頼。
- H29.04.25 : 第三者委員会の調査報告書を公表。
- H29.05.09 : 主務省（経済産業省、財務省、金融庁、農林水産省）による業務改善命令（全件調査の実施、当面直ちに実施すべき再発防止策の策定・実行）。
5月以降 : 商工中金における全件調査、主務省における検査を実施。
- H29.10.25 : 主務省検査及び全件調査の結果報告等を受けて、2度目の業務改善命令。主務省に「業務の改善計画」を提出。「商工中金の在り方検討会」設置。
- H30.01.11 : 「商工中金の在り方検討会」の提言を受領。
- H30.03.26 : 調査報告書公表以降の追加調査の結果を公表。
- H30.03.27 : 「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」設置。
- H30.05.22 : 「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」を主務省に提出。

危機対応業務の不正事案の調査結果

危機対応業務の不正行為事案については、その全容を明らかにするため、危機対応融資22万件の全件調査を実施しました。その結果、国内営業店100店のうち97店において、合計で4,631件、446名の不正行為が判明しました。（平成29年10月25日に調査報告書を公表。平成30年3月26日に追加調査結果を公表。）

事案の根本原因

本事案の根本原因は、以下の4つにあると考えております。①危機対応業務における内部統制の未整備と過度な業績プレッシャー、②危機対応業務の「武器」としての利用、③不正行為を惹起した本部や経営陣の姿勢とコンプライアンス意識の低下、④ガバナンス態勢の欠如。

>>> ビジネスモデル等に係る業務の改善計画

Fulfillment of Business Model

商工中金は、「商工中金の在り方検討会」*1の提言及び「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」*2の意見を真摯に受け止め、これを踏まえて、平成29年10月25日の主務大臣からの二度目の行政処分に基づき、「いわゆる民業補完の趣旨を踏まえた持続可能なビジネスモデルの策定」や「取締役会の強化や外部人材の登用を含む新たな経営管理態勢の構築」を織り込んだ「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」を平成30年5月22日に主務省へ提出いたしました。

危機対応業務等の不正事案に繋がった商工中金本位の業務運営を真摯に反省し、経営体制の刷新を行うとともに、お客さまとのリレーションを深化させ、真にお客さま本位で長期的な視点から、困難な経営課題を抱えている中小企業の企業価値向上に貢献するというビジネスモデルの再構築に向け、全役職員がその意識を共有し、一丸となって解体的な出直しを図ります。

*1 「商工中金の在り方検討会」

…危機対応業務等における不正行為事案を踏まえ、再発防止やガバナンスの徹底強化はもとより、商工中金による危機対応業務の見直し、さらには危機時以外における在るべきビジネスモデルの方向性など、商工中金の在り方を検討するため、経済産業大臣の指示に基づき政府において設置された検討会。

*2 「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」

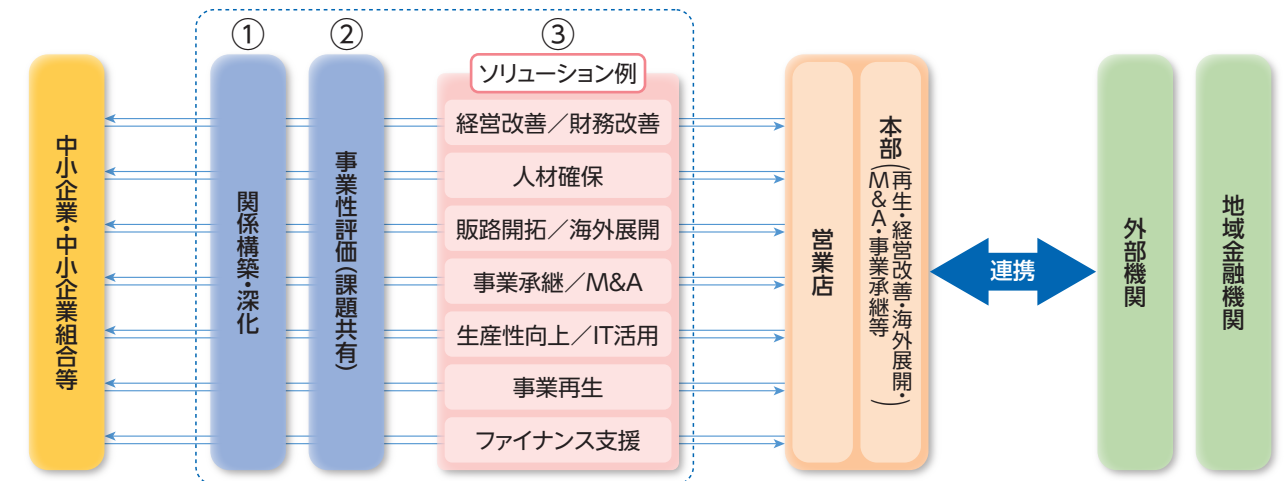
…「商工中金の在り方検討会」がとりまとめた提言において、商工中金の外部に独立性の高い第三者委員会を設置して強力なガバナンスを効かせることが盛り込まれたため、商工中金のビジネスモデルや危機対応業務の評価等を実施する政府において設置された評価委員会。

1. 中小企業の経営支援総合金融サービス事業への転換

お客さまニーズ起点の課題解決型金融へシフトし、①お客さまとの信頼関係を構築し深化させ、②事業を理解し、課題を共有するための取組みを強化し、③課題解決に繋がるソリューションを提供します。

中小企業専門金融機関としてのノウハウ、国内外のネットワーク、調整機能等を活用した独自性のあるソリューションを、地域金融機関と連携・協業しつつ提供していく「経営支援総合金融サービス事業」を展開します。

概念図

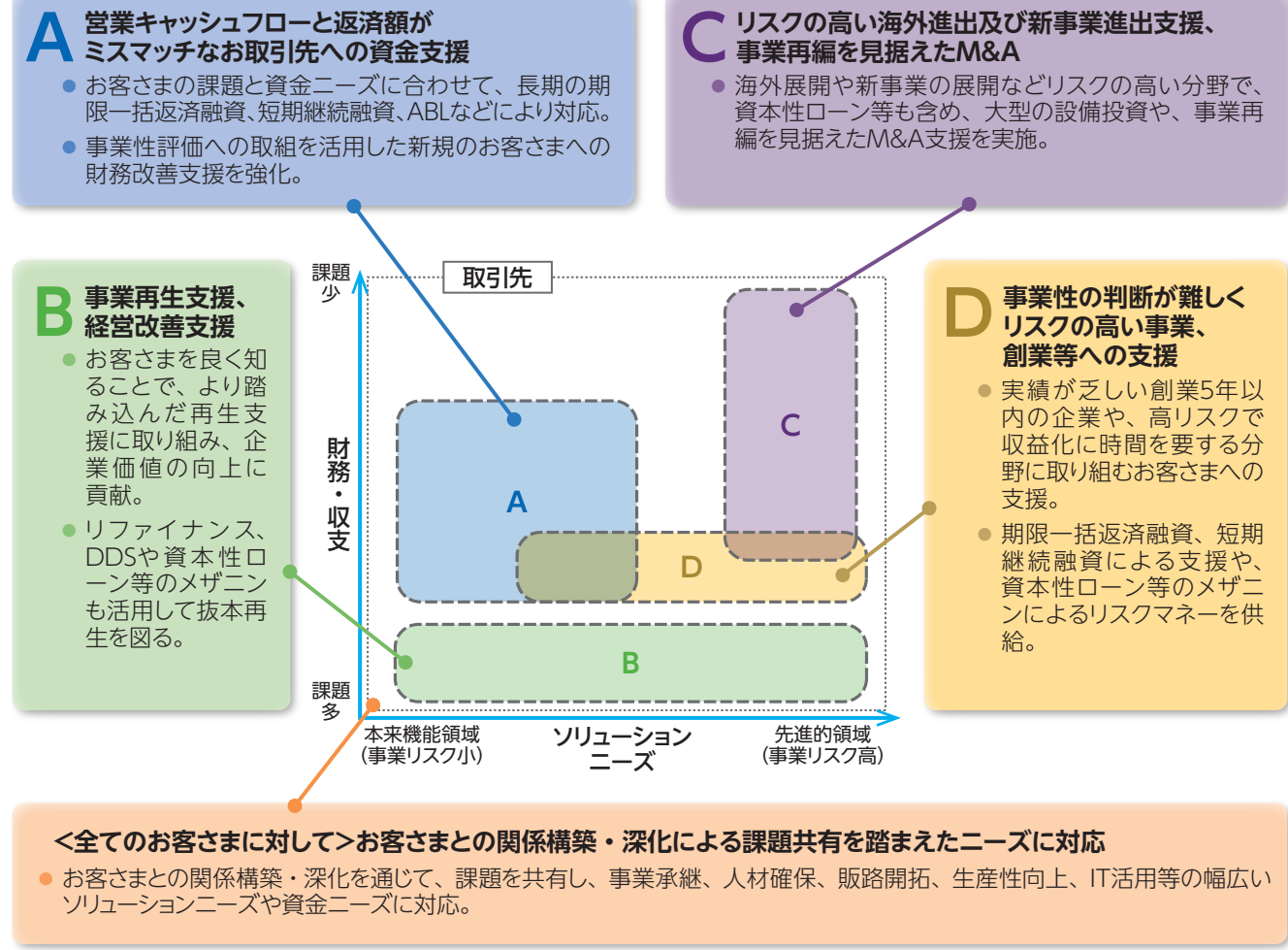


具体的なソリューション例

項目	本業支援	ファイナンス支援	
中小企業専門金融機関としての本来機能強化	財務改善支援	● 販路開拓支援(ビジネスマッチング)	● 事業キャッシュフローに着目した短期継続融資、期限一括返済融資等
	経営改善支援	● 改善計画策定支援 ● 販路開拓支援(ビジネスマッチング)	● リファイナンス支援
	事業承継支援	● 税務コンサル ● 事業承継スキームのアレンジ・アドバイス	● 株式買取資金融資
	新事業進出支援	● 補助金の申請支援 ● 外部支援機関の紹介 ● M&A、海外展開支援	● メザニンファイナンス、期限一括返済融資
	生産性向上支援	● ビジネスマッチング(国内・海外) ● 外部機関との連携を活用した人材の紹介 ● IoT活用支援	● 設備資金融資
抜本的な事業再生等の先進的な取組み	事業再生支援	● 事業性評価を起点としたM&A等の抜本的な再生スキームの提案 ● 外部機関と連携した高度な事業再生支援	● メザニンファイナンス、DDS、DES
	ハイリスクな成長分野進出支援	● 事業計画作成支援 ● 外部支援機関の紹介	● メザニンファイナンス
お客さまとの関係構築・深化による課題共有を踏まえた対応	● 課題解決に繋がるサービス提供	● 資金繰り安定化支援	

2. 重点分野のソリューション提供

商工中金ならではの特性を活かしつつ、中小企業専門金融機関の本来機能としてのソリューション提供と先進的なソリューション提供に重点的に取り組みます。

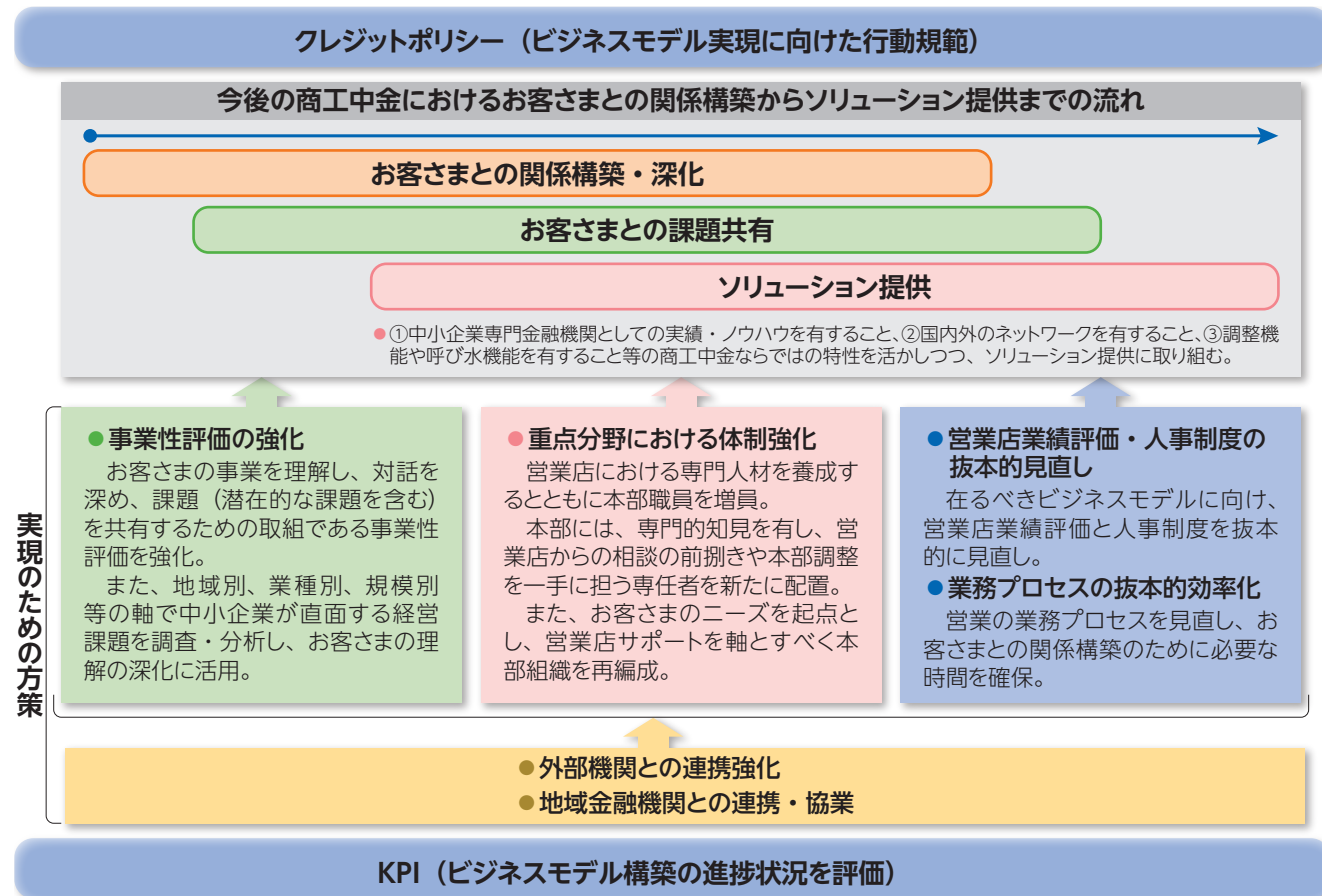


3. ビジネスモデルの実現に向けた方策の全体像

ビジネスモデルの実現に向けて、行動規範となる「クレジットポリシー」のもと、事業性評価の強化を図り、重点分野における人材面・組織面の体制を強化し、営業店業績評価・人事制度や業務プロセスを抜本的に見直します。

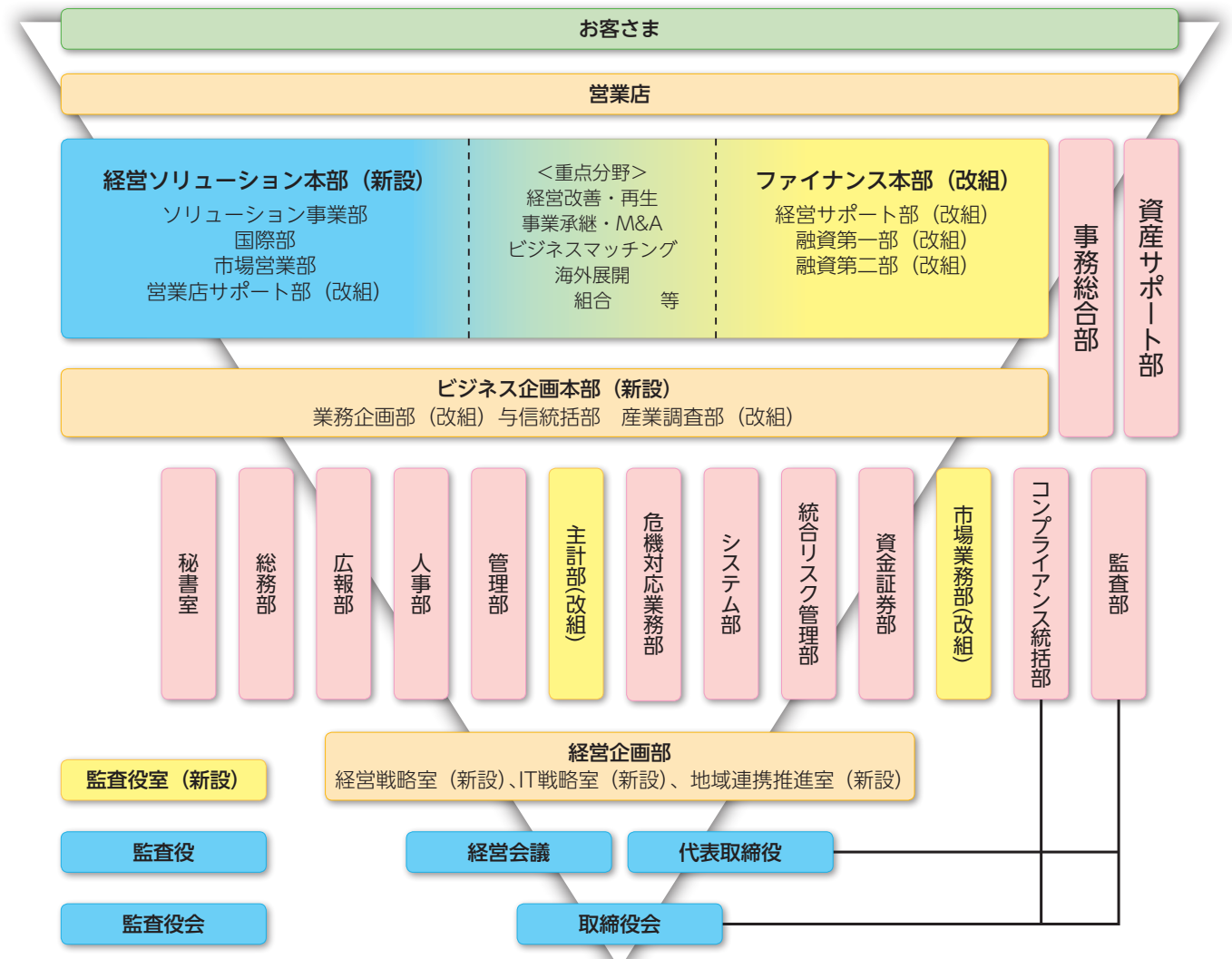
また、こうした取組みをより一層効果的に行うため、外部機関の専門的な能力と機能を活用するとともに、地域金融機関との信頼関係に基づき、連携・協業します。そして、ビジネスモデル構築の進捗状況を評価するために、KPIを設定します。

これらの方策により、付加価値の高いサービスを提供することで適正な収益を確保し、商工中金の企業価値を高めるとともに、経営・業務の徹底した高度化・効率化を実行することで、持続可能なビジネスモデルを実現の上、社会に貢献してまいります。



4. 本部組織の機能別再編成

真にお客さま本位の視点から、中小企業の企業価値向上に貢献するため、営業店サポートを軸に組織の再編成を実施しました。



5. 行動規範 (クレジットポリシー)

在るべきビジネスモデルの実現に向けた役職員の行動規範としてのクレジットポリシーを策定しました。

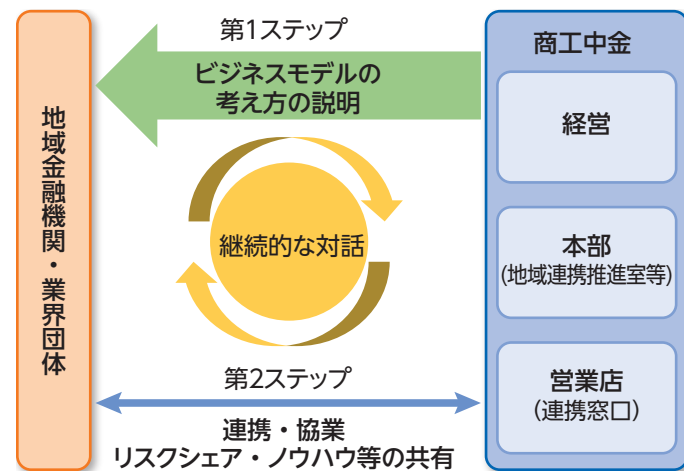
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 私たちは、「経営支援総合金融サービス事業」へ転換し、真にお客さま本位で長期的な視点から、中小企業及び中小企業組合の価値向上に貢献します。
重点対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 私たちは、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業やリスクの高い事業に乗り出そうとしている中小企業に対する支援に重点的に取り組みます。
行動	<ul style="list-style-type: none"> ● 私たちは、お客さまに寄り添い、お客さまとの信頼関係の構築に取り組みます。 ● 私たちは、お客さまと対話を深め、お客さまの事業を理解し、課題の共有に取り組みます。 ● 私たちは、お客さまの課題解決に向け、ソリューションの提供に取り組みます。 ● 私たちは、こうした取組みにおいて、地域金融機関との信頼関係に基づき連携・協業を行います。 ● 私たちは、お客さまとのリレーションに基づかない金利面のみでの競争は行いません。

6. 地域金融機関と信頼関係に基づき連携・協業

地域金融機関やその業界団体を地域金融における重要なパートナーと認識。ビジネスモデルの考え方と地域金融機関等との関わり方を丁寧に説明し、信頼関係を構築していきます。

商工中金の重点分野への取組みの考え方の共有を図りつつ、地域金融機関等の中小企業支援の濃度を踏まえ、具体的な連携をそれぞれの地域金融機関等と行っていきます。

お客さまとのリレーションに基づかない金利面のみでの競争は行いません。

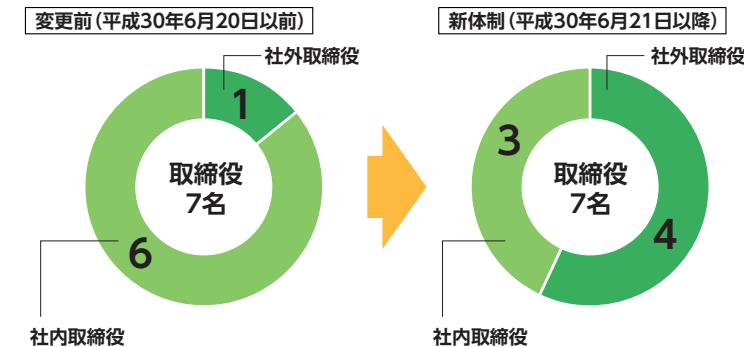


7. 在るべきビジネスモデルを支えるガバナンス態勢

今後のビジネスモデルの実現を支えていくために、ガバナンス態勢の強化を図ります。具体的には、「監督と執行の分離」の方針のもと、取締役会の過半を社外取締役として、取締役会をマネジメント型からモニタリング型に変えることで、監督機能を強化します。また、監査役も全員新任し、4名中3名を外部人材とするなど、チェック機能を強化し、内部統制とガバナンスの立て直しを図ります。

執行サイドについては、「委任型執行役員」を導入し、体制整備を進めます。職員身分から離れて、商工中金との委任関係に基づいて、大きな権限と責任をもって、意思決定の迅速化、機動性の向上などを図ります。

経営体制の刷新



新役員 (取締役) 体制

役職	氏名	
代表取締役社長 兼社長執行役員	関根 正裕	
取締役専務執行役員	鍛冶 克彦	新任
取締役常務執行役員	河野 一郎	新任
取締役 (社外取締役)	高 巖	
取締役 (社外取締役)	多胡 秀人	新任
取締役 (社外取締役)	中村 重治	新任
取締役 (社外取締役)	渡瀬 ひろみ	新任

8. 中期経営計画の策定・実行

業務の改善計画の実現に向けて、ビジネスモデルに係る取組みと方策、経営の合理化に向けた取組み等について、今秋目途の中期経営計画策定の過程において、より詳細な検討を行っていきます。

なお、中期経営計画の策定にあたっては「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」への報告や意見交換を行いつつ、実効性の高い計画を策定してまいります。

ビジネスモデルの実現に向けて

>>> 株式会社商工組合中央金庫法の概要について

商工中金は、平成20年10月に、株式会社商工組合中央金庫法に基づき、中小企業団体とその構成員に対する金融の円滑化の目的と機能を維持しながら、それまでの協同組織金融機関から同法に基づく特殊会社となりました。

その後、平成21年6月には、未曾有の経済・金融の混乱による危機への対応に万全を期するため、平成23年3月には、東日本大震災に対応するため、同法の改正が行われ、そして、平成27年5月、「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」が成立しております。

商工中金の目的

株式会社商工組合中央金庫は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社です。

業務

株式会社化に際して、貸出、預金、為替、保証などフルバンキングサービスを更に充実。また、平成27年5月に成立した改正法において、危機対応業務を的確に実施するための措置がなされております。

〔商工中金の中小企業金融機能の根幹を維持するための措置〕

■主たる貸付対象をメンバー（株主である中小企業団体とその構成員）に限定する等。

〔中小企業等に対してより多様なサービスを提供するための措置〕

■従たる貸付対象を拡大する等（メンバーの国内子会社、メンバーの事業を承継する者など）。

〔危機対応業務を的確に実施するための措置〕

■商工中金は、当分の間、その目的を達成するため、危機対応業務を行う責務を有します。併せて、危機対応業務の実行性を確保するため、政府による追加出資の期限が延長されるとともに、危機対応業務に関する事業計画等の提出が義務付けられています。

■政府は、今後、適当な時期に、危機対応業務の在り方及び商工中金に対する国の関与の在り方について検討を加え、所要の措置を講じることになります。

〔適正な競争関係の確保〕

■商工中金は、当分の間、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを求められています。

政府保有株式の扱い

■政府は、その保有する商工中金株式について、商工中金の目的達成に与える影響及び市場の動向を勘案しつつ、これまでの具体的な処分期限に代えて、できる限り早期に全部処分するとされています。

■一方で、政府は、当分の間、危機対応業務を実施する民間金融機関の状況、危機対応準備金への出資状況、商工中金による危機対応業務の実施状況、商工中金の財政基盤、中小企業等の資金余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、危機対応業務の的確な実施のために必要な商工中金株式を保有します。

〔参考〕株式会社商工組合中央金庫法改正の推移

	平成20年 商工中金法	平成21年 商工中金法改正	平成23年 商工中金法改正	平成27年 商工中金法改正
追加政府出資	—	24年3月まで可能	27年3月まで可能	当分の間可能
在り方の検討	—	24年3月までに検討	27年3月までに検討	適当な時期に検討
政府保有株式	政府は、20年10月から概ね5～7年を目途として全部処分	政府は、24年3月まで処分しない 24年4月から概ね5～7年を目途として全部処分	政府は、27年3月まで処分しない 27年4月から概ね5～7年を目途として全部処分	政府は、できる限り早期に全部処分 政府は、当分の間、必要な株式を保有

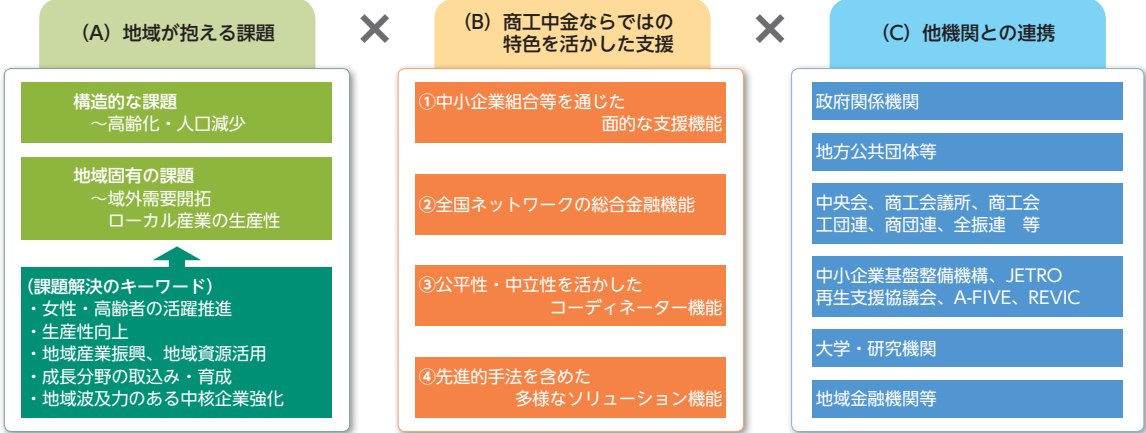
>>> 中小企業の企業価値向上へのサポート

Fulfillment of Business Model

地域活性化支援

商工中金は、地域が抱える構造的な課題や地域固有の課題に対して、商工中金ならではの特色を活かした支援を図ることで、全国津々浦々で地域の特性に応じた地域活性化を支援しています。

各営業店で、地方公共団体や関係機関と連携しながら、取引先中小企業等の成長や再生支援等を通じた地域活性化に取り組んでいます。



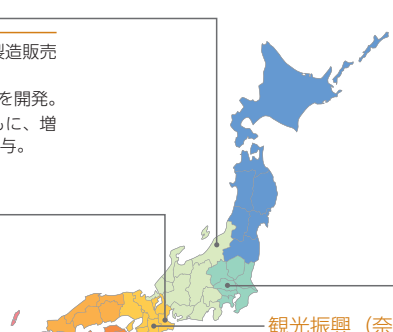
地域活性化支援の取組み

六次産業化支援（新潟支店）

- ・柿生産者が、廃棄されていた規格外の未利用柿を使って柿酢の製造販売を行う協同組合を設立。
- ・組合員と連携し、新潟市産業振興財団の協力を得て、新たな柿酢を開発。
- ・商工中金は、中央会と連携し、事業計画にアドバイスするとともに、増産や販路拡大に必要な資金に対応し、地域経済の活性化に寄与。

航空機産業の集積を支援（津支店）

- ・航空機部品メーカー10社が、一貫生産に取り組むために協同組合を設立。
- ・組合は、組合員の生産設備を同一建屋内に集め、各工程を協業補完することで高い効率性を実現する共同工場の建設を計画。
- ・商工中金は、高度化資金の調達に際し、県との連携構築、各種助言、事業計画検証を実施し、つなぎ資金を含めた全体の資金調達をサポート。
- ・工場竣工後は、効率生産に向けたシステム整備等についても関与し、地域の産業育成や雇用創造に貢献。



組合支援（熊谷支店）

- ・ネット通販の増加や圏央道の開通等、都心に近い埼玉県では倉庫需要が増加。
- ・商工中金は、施設の老朽化に伴い再整備を計画している卸商業団地組合への支援として、地域未来投資促進法を活用した施策立案を熊谷市に働きかけ。
- ・同市の基本計画に「団地を活用した流通関連分野」が盛り込まれ、今後は、法の支援措置も活用しつつ、地域の核施設として一帯の開発を進めていく予定。

観光振興（奈良支店）

- ・奈良県にはホテルが少なく、観光客の宿泊需要が県外へ流出。
- ・商工中金は、ホテル事業を第二の創業と位置付ける不動産会社に対し、地域金融機関と協調融資を実施。また、公有地開発のため複雑化していた利害関係者間の調整を行い、ホテル建設のプロジェクトをサポート。
- ・ホテルが少ない地域課題への支援を通じて、滞在人口増加による観光活性化に貢献。

企業間連携支援（事業承継・M&A、ビジネスマッチング、財務改善支援）

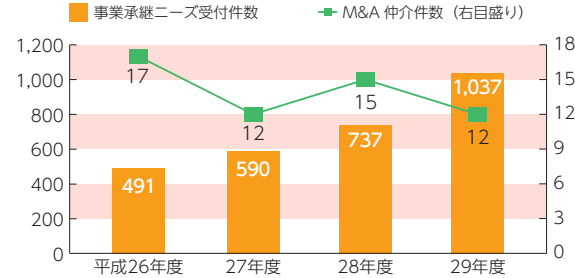
商工中金の全国ネットワークとお取引先とのリレーションを活用したビジネスマッチングや、事業承継支援やM&Aなどに積極的に取り組んでいます。

ビジネスマッチングは、売上増加、仕入コスト削減等を通じてお取引先の企業価値向上につながるものであり、ユース会（※1）や中金会（※2）と連携しつつ取組みを強化してまいります。

事業承継・M&Aは、経営者高齢化や後継者不在など、早期の事業承継対策が必要な企業が数多くみられ、また対策への関心も高まっております。これらのお取引先ニーズに対し、各種情報提供や事業承継に必要な資金調達支援を行うほか、税理士等の外部機関と連携しながら、M&Aを含めた、問題解決に向けた総合的なサポートに積極的に取り組んでいます。

（※1）ユース会とはお取引先の若手経営者により組織された団体で、全国に88団体あり、約6,000名の会員を擁しています。
（※2）中金会とはお取引先により組織された団体で、国内・海外に103団体あり、約17,000社の会員を擁しています。

事業承継ニーズ受付件数・M&A仲介件数



①事業承継・M&Aのサポート

商工中金は、中小企業・小規模事業者オーナーが抱える事業承継問題に取り組んでいます。事業承継問題の解決には、長い準備期間を必要とする場合もあり、事業者の経営計画の一環として、対策を講じる必要があります。

商工中金は、グループの総合力を生かしすべてのフェーズにおいて、お客さまの円滑な事業承継のサポートを行ってまいります。



②ビジネスマッチング（販路拡大支援・生産性向上支援）

商工中金は、国内外のネットワークを活用し、売上増加や仕入コスト削減等、お取引先の企業価値向上につながるビジネスマッチング業務の取組みを強化してまいります。

取組事例

全国ネットワークを活用し、お取引先の生産性向上と販路開拓をサポートした事例

株式会社創舎（山口県宇部市）は、全国11カ所に拠点を持つ広告・DM印刷を請負う事業者です。同社は首都圏等の受注増加に対応するため、新工場を建設し、最新鋭の印刷機を導入しましたが、電力コストの上昇や外注先確保が課題となっていました。

商工中金は、電力コスト対策として、省エネ診断に合わせ、設備工事に強みを持つ西部建材運輸株式会社（山口県下関市）を紹介。また、外注先については、首都圏で広告印刷を手掛けるC社を紹介し、両者との商談の場を提供しました。いずれも短期間で商談がまとまり、同社の生産性向上、及び販路開拓に貢献しました。

③財務改善支援等（調整・呼び水機能を発揮するためのシンジケートローンの組成等）

大型設備投資やリファイナンス等の資金調達や財務改善ニーズに対し、地域金融機関等との連携により、お取引先の課題解決に貢献してまいります。これまでに商工中金が組成したシンジケートローンの参加招請行は計186行となり、多くの地域金融機関等と連携しています。

取組事例

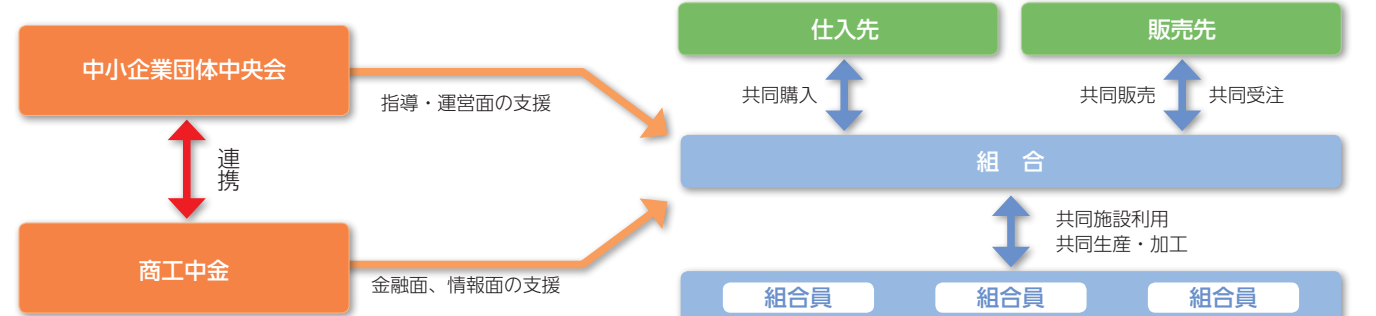
地域金融機関と連携して、リファイナンス型シンジケートローンを主導した事例

株式会社メイチュウ（愛知県豊川市）は、大手自動車メーカーのTier I プレス金型鋳物製造業者で、幅広い車種のボデーや部品を手掛けています。同社はリーマンショック等の影響を受け、業績低迷を余儀なくされましたが、企業努力等により、徐々に収益力が改善していました。

メイン行の商工中金は、地域金融機関と連携し、新たな設備投資への対応と、既往借入金をキャッシュフローに見合った返済条件に見直すリファイナンス型シンジケートローンの組成を実現しました。

組合支援

中小企業組合は、共同事業を通じた組合員の生産性向上や、連携組織として組合員の新たな事業展開を支える役割を果たすなど、個々の企業では解決できない課題を克服し、中小企業の企業価値向上の担い手となる存在です。商工中金といたしましても中小企業組合の指導機関である中小企業団体中央会と連携し、「中央会推薦貸付制度」等の金融面の支援や補助金等施策情報の提供等により組合支援に取り組んでいます。



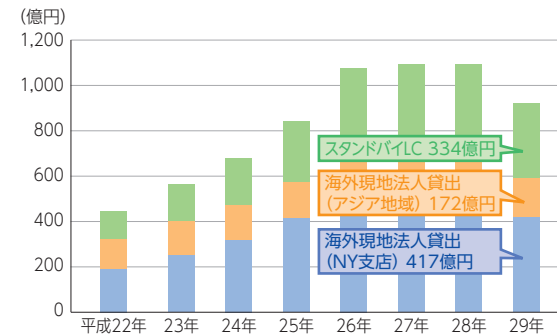
海外展開支援

中小企業の海外展開には金融のみならず、情報提供によるサポートが有効であることから、平成8年より「情報提供」と「金融サービス」を併せて提供する「海外展開支援（オーバーシーズ21）」に取り組んでいます。

情報提供面では、本部専門スタッフがお取引先を訪問し、海外展開へのアドバイスをはじめ、投資環境情報の提供等を通じたサポートを行っています。海外においても、商工中金の各海外拠点や職員派遣先と連携したサポート体制を構築しています。

金融サービス面では、海外提携金融機関を活用したスタンバイ・クレジットによる資金調達サポートや海外現地法人直接貸出、親子ローン等による資金支援のほか、輸出入にかかる貿易金融等、さまざまな形態のサービスを提供しています。

海外向け金融サービス残高推移(現地法人貸出、スタンバイLC)



海外展開サポートデスク

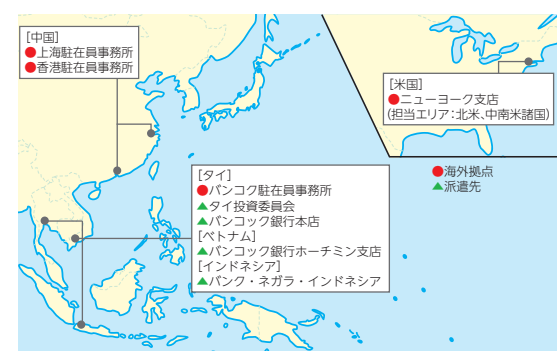
平成23年2月1日に設置した「中小企業海外展開サポートデスク」では、中小企業の皆さまの海外展開に関する多様な相談・ニーズに対し機動的かつ効果的に応えるため、JETRO（日本貿易振興機構）やNEXI（日本貿易保険）、中小企業基盤整備機構等の国内関係機関やタイ投資委員会(BOI)等の海外提携機関とも連携し、情報提供等のきめ細やかなサポートを行っています。同サポートデスクには、これまでに海外での拠点設立、資金調達、貿易決済をはじめとした累計で24,699件のご相談をいただいています(平成30年3月末時点)。

商工中金はこれからも中小企業の皆さまの海外展開への幅広いサポートを行っていきます。

商工中金の海外ネットワーク

商工中金では、4つの海外拠点を設置しています。また、海外の政府機関・金融機関と業務提携を行っており、こうした海外ネットワークを通じて、金融・情報の両面から、お客さまの海外展開をサポートしています。

海外拠点と職員の派遣先



海外提携金融機関

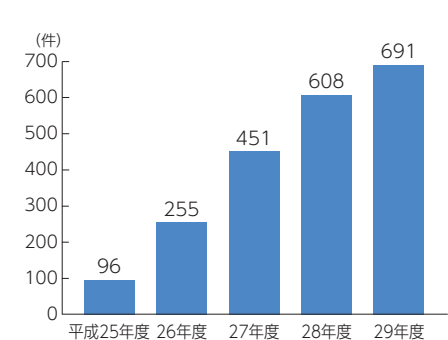
- ・タイ投資委員会 (BOI) ・スタンダード・チャータード銀行 (英国)
- ・バンコク銀行 (タイ) ・交通銀行 (中国)
- ・バンク・ネガラ・インドネシア (インドネシア)

再生支援

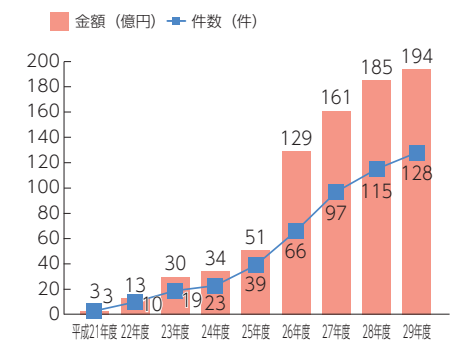
～これまでの再生支援への取り組み～

平成13年 7月	事業再生支援貸付 (DIPファイナンス) 取扱い開始
平成16年 1月	経営支援室 設置
平成16年 3月	DDS第1号案件を実行 (日本初)
平成18年 3月	償還条件付DES取扱い開始
平成24年11月	再生支援プログラム創設
平成25年10月	リファイナンス制度取扱い開始
平成30年 6月	経営サポート部 設置

<リファイナンス制度の取組実績(累計)>



<DDSの取組実績(累計)>

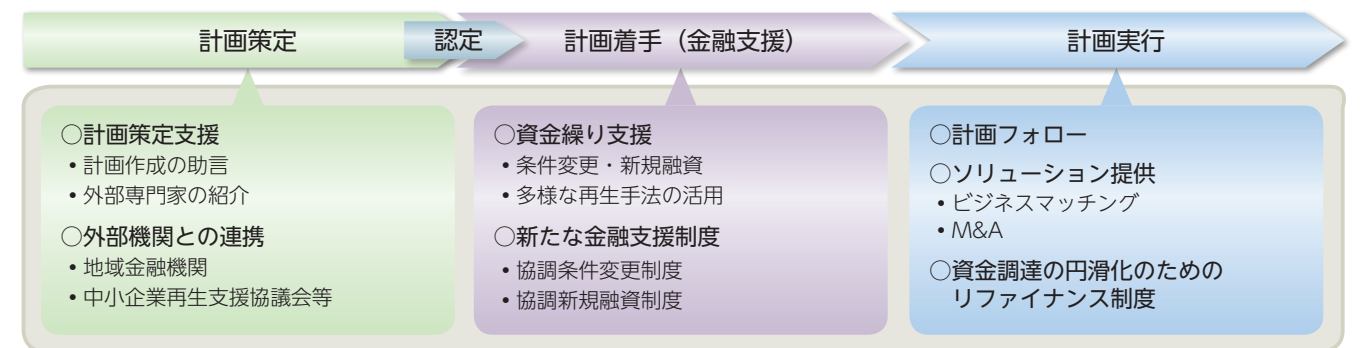


商工中金は、これまで培ってきた事業再生のノウハウをパッケージ化し、より一層積極的に経営改善計画の策定からその達成まで、一貫した総合的なサポートを行うため、平成24年11月に「再生支援プログラム」を創設しました。

また、平成25年10月には、計画に沿った改善努力により業績が改善してきた中小企業等の皆さまに対する、成長に必要な資金調達の円滑化のためのリファイナンス制度を創設し、プログラムを拡充しました。

引き続き、中小企業再生支援協議会等の事業再生支援機関との連携や地域金融機関との協調を通じ、中小企業等の皆さまの企業価値向上や地域再生・活性化に向け、取り組んでまいります。

再生支援プログラムの流れ



ビジネスモデルの実現に向けて

>>> 地域金融機関との連携、金融円滑化への取組み

地域金融機関との連携

商工中金は地域金融機関やその業界団体を「地域における共存・相互補完を基本に、地域の金融円滑化と地域経済の活性化を協調して達成するパートナー」と位置付け、地域金融機関との連携を業務運営の基本の一つとして取り組んでまいりました。

今後は、平成30年6月21日付で新たに設置した地域連携推進室を中心に、全営業店に設置した地域金融機関や地方公共団体等に対する「連絡窓口」を通じて、地域金融機関との信頼関係を構築し、連携・協業を一層推進してまいります。

具体的には、再生支援、新事業進出、大規模投資や経営改善支援における金融取引見直しでのリスクシェアを推進していく他、シンジケートローンのエージェントやM&A等の業務ノウハウ、及びビジネスマッチング・M&A等のプラットフォームの共有、海外拠点を活用した連携等に取り組んでまいります。

業務協力文書締結実績（平成30年3月）

業務協力文書締結状況	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	合計
地域金融機関数	64	41	261	148	514
業務協力文書締結先数	61	40	242	116	459

金融円滑化への取組み

商工中金では、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(中小企業金融円滑化法)」*の趣旨を踏まえ、期待される役割の十分な発揮に努めてまいりました。*商工中金は同法の対象金融機関ではありません。

同法は平成25年3月末を以って終了しましたが、商工中金は、「中小企業団体およびその構成員の金融の円滑化」を目的とした金融機関として、金融円滑化に向けた「取組方針(金融円滑化基本方針)」のもと、「推進・管理態勢」・「苦情相談体制」・「事業改善・再生支援体制」などの態勢の強化により、その使命を果たすよう取り組んでおります。

特に、経済情勢や金融変化により経営に支障をきたす等影響を受けている中小企業者等の皆さまからの借入申込や貸付条件の変更の相談等に対して、万全を期するため、平成21年12月7日に「中小企業金融円滑化相談窓口」を、平成25年3月8日に「経営改善・資金繰り相談窓口」を全営業店に開設し、懇切・丁寧・迅速かつ個別の実情に応じた弾力的な対応を行っているところです。

経営改善や再生に取り組む中小企業者等の皆さまに対しましては、皆さまの抱える経営課題を共有し、貸付条件の変更等による資金面の支援とともに、経営課題の解決策の提案や経営改善計画の策定支援、計画の進捗状況のフォローといった「コンサルティング機能」を発揮して、業績好転と自律的存続の実現に向けた積極的なサポートを行っております。

また商工中金では、従来より、経営者保証に過度に依存しない融資手法の活用等により、中小企業者等の皆さまを積極的に支援しております。平成25年12月5日、経営者保証に関するガイドライン研究会より「経営者保証に関するガイドライン」が公表されましたが、商工中金ではガイドラインの趣旨を踏まえ、適切な対応に努めてまいります。

中小企業の金融円滑化に向けた貸付条件の変更等の実績〈平成21年12月7日～平成30年3月末累計〉

(単位：件、百万円)

貸付条件の変更の申込み		うち、実行に係る貸付債権		うち、謝絶に係る貸付債権		うち、審査中の貸付債権		うち、取下げに係る貸付債権	
債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額
266,803	9,687,263	254,652	9,261,603	4,019	143,669	3,334	103,021	4,798	178,970

(注) 本計数には、旧債の借換は含まれておりません。

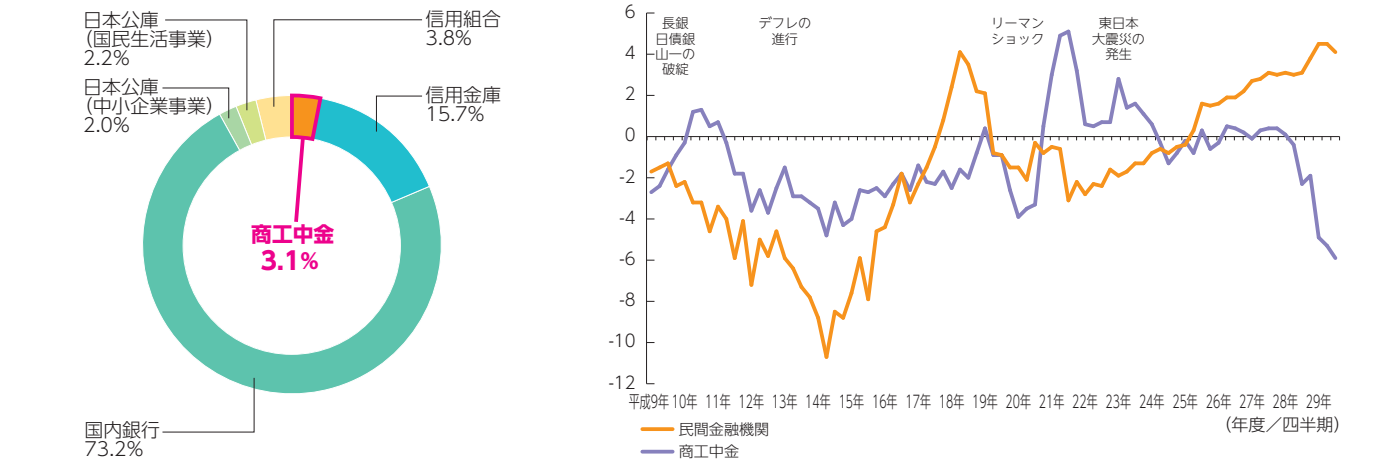
>>> セーフティネット機能の発揮

Fulfillment of Business Model

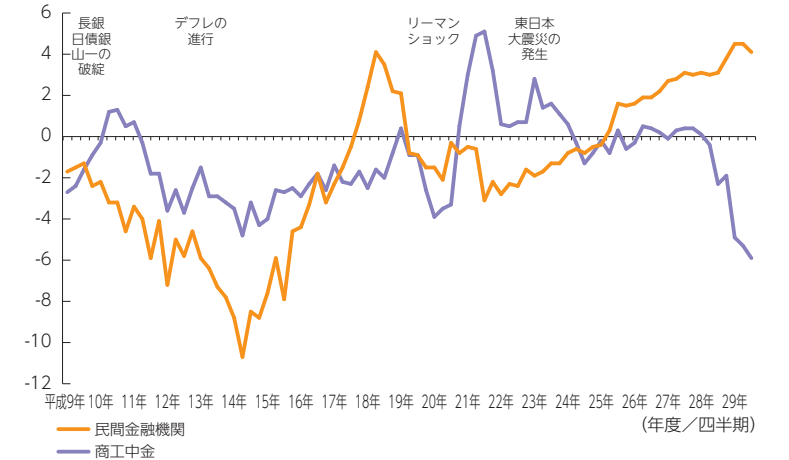
安定した取引スタンス

商工中金は、中小企業の皆さまとの日常的な取引を通じて、財務だけでなく、業務や技術の内容、経営者の手腕や思いなど、経営の実態を熟知しながら、経営状態の一時的な悪化にとらわれることなく、長期にわたる安定的な取引スタンスを維持しつつ、企業ニーズに即した機動的なサービスの提供に努めています。

中小・中堅企業向け融資に占める商工中金の割合（平成29年12月末時点） 商工中金の貸出と民間金融機関の中小・中堅企業向け貸出増減率の推移（前年同期比増減率、%）

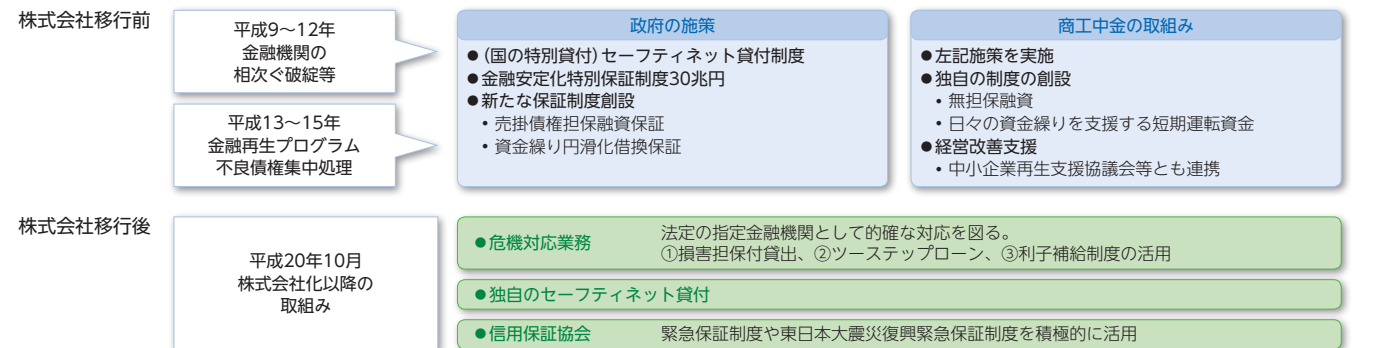


・国内銀行は都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行等。
(資料) 日本銀行「貸出先別貸出金」、日本政策金融公庫、全国信用組合中央協会

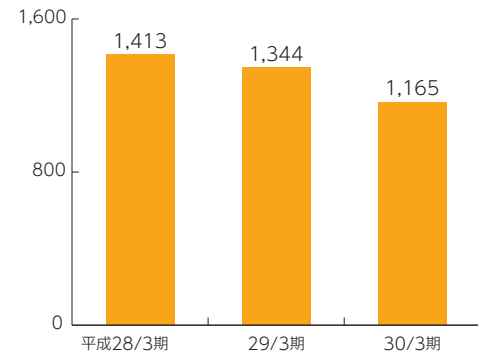


・民間金融機関は国内銀行、信用金庫、信用組合の合計。国内銀行は中小企業・中堅企業向け貸出、信用金庫は法人向け貸出、信用組合は貸出総額を用いた。
・平成29年度第3四半期までの推移。
(資料) 日本銀行「貸出先別貸出金」、全国信用組合中央協会

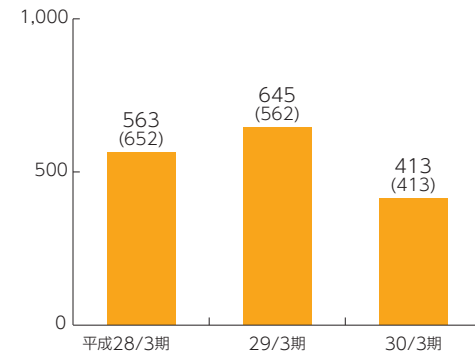
商工中金のセーフティネット機能の発揮



業務粗利益 (単位: 億円)

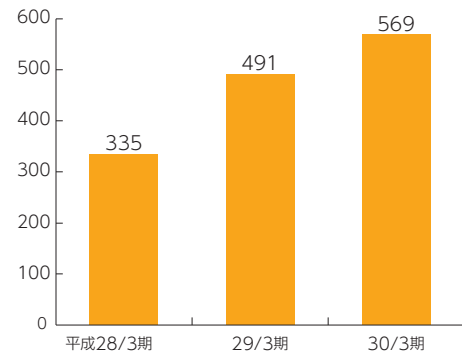


業務純益 (単位: 億円)

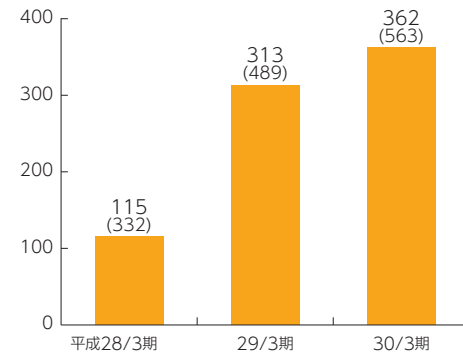


(注) ()内は一般貸倒引当金繰入額控除前業務純益

経常利益 (単位: 億円)

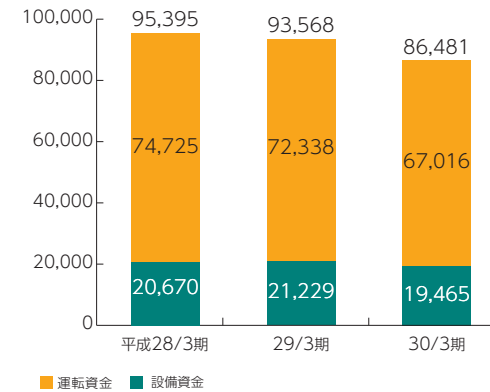


当期純利益 (単位: 億円)

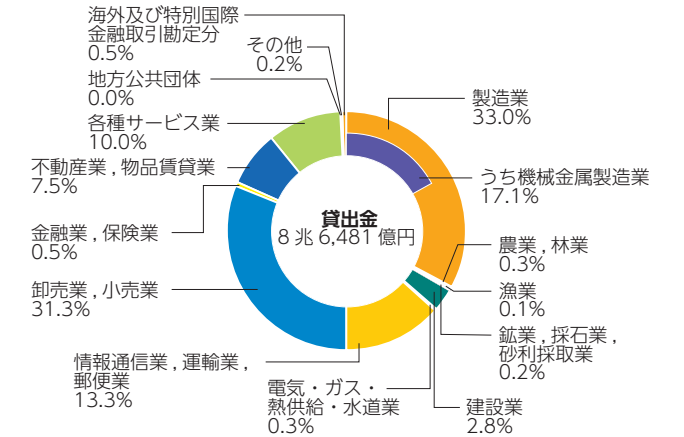


(注) ()内は税引前当期純利益

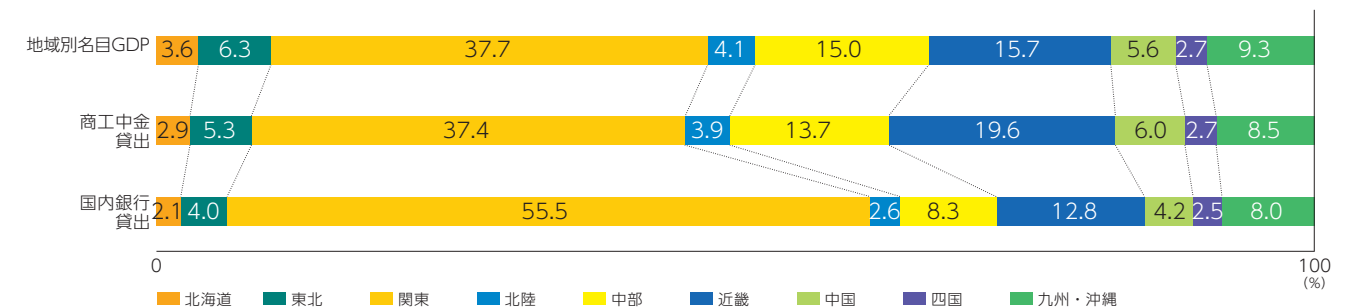
貸出金残高推移 (単位: 億円)



貸出金業種別内訳 (平成30年3月31日現在)



地域別名目GDPと商工中金の地域別貸出残高構成比比較



(注) 地域別名目GDPは平成26年度、商工中金貸出および国内銀行貸出は平成30年3月末時点。
(資料) 内閣府「県民経済計算」、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

● 平成30年3月期の業務粗利益は、資金利益が減少したことなどから、前期比178億円減少し、1,165億円となりましたが、貸倒引当金戻入益を計上したことなどから、経常利益は前期比77億円増加し、569億円となりました。

● お取引先の資金需要の低迷や危機対応業務の不正行為事案への対応に最優先で取り組んだことなどから、平成30年3月期の貸出金残高は、前期比7,086億円の減少となりました。

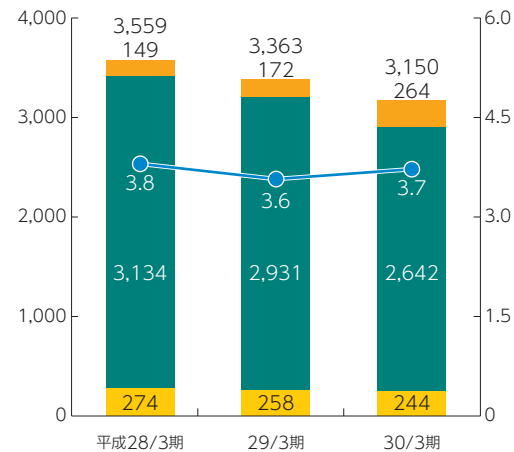
財務ハイライト

>>> 不良債権の状況

>>> 資金調達の状況、自己資本の状況

Financial Highlights

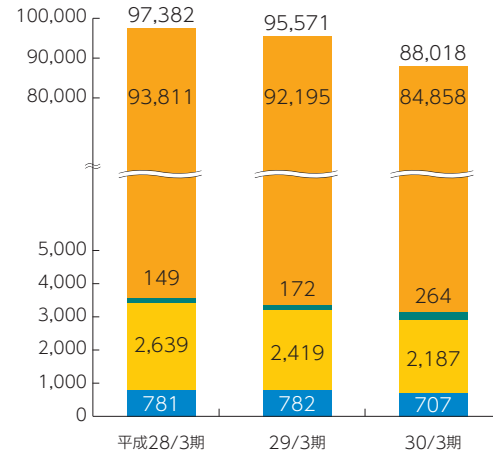
リスク管理債権および不良債権比率 (単位: 億円、%)



● 貸出条件緩和債権・3ヵ月以上延滞債権 (左軸)
 ■ 延滞債権 (左軸)
 ● 不良債権比率 (右軸)

(注) 自己査定に基づき、破綻先債権 (破綻先)、延滞債権 (実質破綻先、破綻懸念先) および3ヵ月以上延滞債権や貸出条件緩和債権 (お取引先の経営再建や支援を図る目的で金利減免など、お取引先に有利な取り決めを行った貸出金) を開示しています。不良債権比率: リスク管理債権の貸出金に占める割合

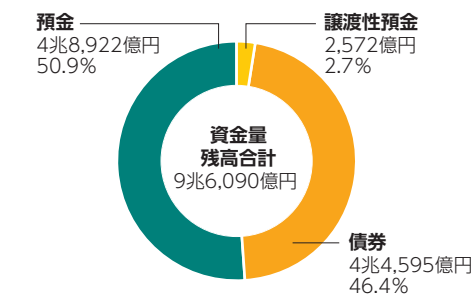
金融再生法に基づく開示債権 (単位: 億円)



■ 正常債権 ■ 要管理債権 ■ 危険債権 ■ 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

(注) 自己査定に基づき、破綻先・実質破綻先の債権を「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、破綻懸念先の債権を「危険債権」、要注目の債権のうち「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」を「要管理債権」として開示しています。

資金調達の内訳 (平成30年3月31日現在)



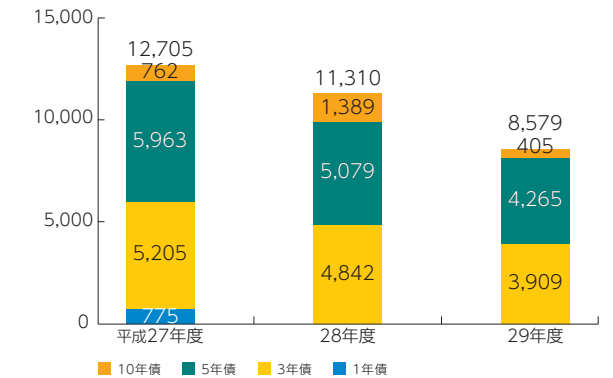
● ご融資に必要な資金は債券や預金を通じて自己調達しています。
 ● 募集債による効率的な調達に加え、個人・法人預金を主体とした資金調達の基盤拡充に努めています。

自己資本等の推移 (単位: 億円)

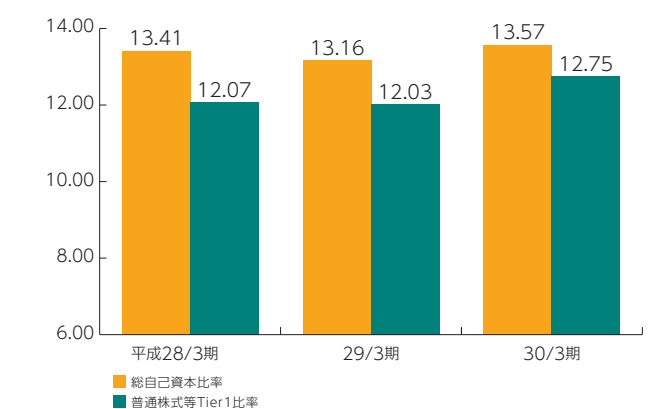
	平成28/3期	29/3期	30/3期
総自己資本	9,805	9,964	10,055
普通株式等Tier1	8,820	9,110	9,447
うち民間保有株式	1,170	1,170	1,170
うち政府保有株式	1,016	1,016	1,016
うち危機対応準備金	1,500	1,500	1,500
うち特別準備金	4,008	4,008	4,008
うち利益剰余金	1,189	1,457	1,775

● 平成30年3月期の総自己資本比率は13.57%と安定した水準で推移しております。
 ● また、自己資本に占める中核的自己資本 (普通株式等Tier1) の割合が高いことなど、自己資本の質は高いものとなっています。

募集債年度間発行額 (単位: 億円)



自己資本比率の推移 (単位: %)



(注) 商工中金は株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項およびそれに基づく金融庁・財務省・経済産業省告示により、自己資本比率の向上に努めています。

● リスク管理債権および金融再生法に基づく開示債権は自己査定により回収不能と区分された債権額 (IV分類額) を控除した金額で表示しています。なお、平成30年3月末において、控除した金額はそれぞれ次の通りです。リスク管理債権…「破綻先債権」については321億円、「延滞債権」については557億円。金融再生法に基づく開示債権…「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」については885億円。
 ● 自己査定の債務者区分別残高にはIV分類額を含みます。
 ● リスク管理債権は貸出金のみを対象としています。自己査定対象債権・金融再生法に基づく開示対象債権は、貸出金のほか、商工中金保証付私募債 (商工中金がその元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証している私募による社債)、外国為替、支払承諾見返や未収利息、仮払金など貸出金に準ずる債権を含みます。

● 自己査定において要注意先に区分されたお取引先を中心として、経営改善計画の策定支援・フォローを通じ、お取引先の経営改善に向けた積極的な取組みを行っています。
 ● 今後につきましても、こうした取組みに注力し、自己査定を通じた適切な債権管理を実施することで、債権・財務の健全性を維持・確保していきます。

決算の状況 (第89期)

>>> 単体決算の状況

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(単位: 百万円)			
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,526,881	預金	4,892,270
現金	27,028	当座預金	539,147
預け金	1,499,853	普通預金	1,128,118
コールローン	41,412	通知預金	35,772
買入金銭債権	27,621	定期預金	3,099,081
特定取引資産	21,413	その他の預金	90,149
商品有価証券	3,275	譲渡性預金	257,222
特定金融派生商品	18,138	債券	4,459,540
有価証券	1,514,685	債券発行高	4,459,540
国債	790,036	債券貸借取引受入担保金	580,278
地方債	347,202	特定取引負債	12,653
社債	284,867	特定金融派生商品	12,653
株式	44,226	借入金	461,779
その他の証券	48,351	借入金	461,779
貸出金	8,648,176	外国為替	8
割引手形	201,695	外国他店預り	1
手形貸付	305,092	売渡外国為替	6
証書貸付	7,240,610	その他負債	100,261
当座貸越	900,777	未払法人税等	7,575
外国為替	15,586	未払費用	6,444
外国他店預け	7,035	前受収益	5,351
買入外国為替	911	従業員預り金	3,973
取立外国為替	7,640	金融派生商品	678
その他資産	89,224	金融商品等受入担保金	5,597
前払費用	2,861	リース債務	0
未収収益	5,702	資産除去債務	157
金融派生商品	2,085	未払債券元金	37,212
金融商品等差入担保金	73,014	その他の負債	33,270
その他の資産	5,559	賞与引当金	4,410
有形固定資産	43,271	退職給付引当金	19,932
建物	16,980	役員退職慰労引当金	78
土地	23,214	睡眠債券払戻損失引当金	27,395
リース資産	0	環境対策引当金	143
建設仮勘定	949	支払承諾	102,699
その他の有形固定資産	2,126	支払承諾	101,356
無形固定資産	11,021	代理貸付保証	1,343
ソフトウェア	6,986	負債の部合計	10,918,673
その他の無形固定資産	4,034	(純資産の部)	
前払年金費用	21,072	資本金	218,653
繰延税金資産	32,396	危機対応準備金	150,000
支払承諾見返	102,699	特別準備金	400,811
支払承諾見返	101,356	資本剰余金	0
代理貸付保証見返	1,343	その他資本剰余金	0
貸倒引当金	△205,239	利益剰余金	177,595
資産の部合計	11,890,224	利益準備金	21,511
		その他利益剰余金	156,083
		固定資産圧縮積立金	465
		特別積立金	49,570
		繰越利益剰余金	106,046
		自己株式	△1,049
		株主資本合計	946,009
		その他有価証券評価差額金	25,516
		繰延ヘッジ損益	24
		評価・換算差額等合計	25,540
		純資産の部合計	971,550
		負債及び純資産の部合計	11,890,224

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)

科目	金額	科目	金額
(単位: 百万円)			
経常収益	170,187	経常費用	113,240
資金運用収益	113,183	資金調達費用	7,490
貸出金利息	103,701	預金利息	2,844
有価証券利息配当金	5,722	譲渡性預金利息	612
コールローン利息	857	債券利息	2,097
預け金利息	1,232	コールマネー利息	△16
金利スワップ受入利息	32	売現先利息	0
その他の受入利息	1,637	債券貸借取引支払利息	45
役員取引等収益	9,357	借入金利息	1,866
受入為替手数料	1,469	その他の支払利息	40
その他の役員収益	7,887	役員取引等費用	2,620
特定取引収益	2,579	支払為替手数料	400
商品有価証券収益	17	その他の役員費用	2,219
特定金融派生商品収益	2,561	特定取引費用	0
その他業務収益	1,714	特定取引有価証券費用	0
外国為替売却益	1,393	その他業務費用	139
国債等債券売却益	318	国債等債券売却損	12
金融派生商品収益	2	国債等債券償却	114
その他経常収益	43,354	債券発行費償却	12
貸倒引当金戻入益	20,984	営業経費	77,408
償却債権取立益	100	その他経常費用	25,581
株式等売却益	350	貸出金償却	314
その他の経常収益	21,918	株式等売却損	27
		株式等償却	10
		その他の経常費用	25,227
		経常利益	56,947
		特別利益	102
		固定資産処分益	102
		特別損失	745
		固定資産処分損	187
		減損損失	558
		税引前当期純利益	56,304
		法人税・住民税及び事業税	13,178
		法人税等調整額	6,830
		法人税等合計	20,008
		当期純利益	36,295

>>> 連結決算の状況

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(単位: 百万円)			
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,526,934	預金	4,885,242
コールローン及び買入手形	41,412	譲渡性預金	257,122
買入金銭債権	27,621	債券	4,459,140
特定取引資産	21,413	債券貸借取引受入担保金	580,278
有価証券	1,511,359	特定取引負債	12,653
貸出金	8,636,946	借入金	524,579
外国為替	15,586	外国為替	8
その他資産	178,015	その他負債	105,991
有形固定資産	44,365	賞与引当金	4,635
建物	17,515	退職給付に係る負債	24,830
土地	23,737	役員退職慰労引当金	114
リース資産	0	睡眠債券払戻損失引当金	27,395
建設仮勘定	949	環境対策引当金	143
その他の有形固定資産	2,163	その他の引当金	80
無形固定資産	10,960	繰延税金負債	51
ソフトウェア	6,873	支払承諾	102,699
その他の無形固定資産	4,086	負債の部合計	10,984,966
退職給付に係る資産	7,574	(純資産の部)	
繰延税金資産	38,723	資本金	218,653
支払承諾見返	102,699	危機対応準備金	150,000
貸倒引当金	△206,262	特別準備金	400,811
資産の部合計	11,957,351	資本剰余金	0
		利益剰余金	186,973
		自己株式	△1,049
		株主資本合計	955,388
		その他有価証券評価差額金	25,543
		繰延ヘッジ損益	24
		退職給付に係る調整累計額	△12,367
		その他の包括利益累計額合計	13,199
		非支配株主持分	3,796
		純資産の部合計	972,384
		負債及び純資産の部合計	11,957,351

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)

科目	金額	科目	金額
(単位: 百万円)			
経常収益	204,707	経常費用	146,207
資金運用収益	113,169	資金調達費用	7,640
貸出金利息	103,682	預金利息	2,843
有価証券利息配当金	5,726	譲渡性預金利息	612
コールローン利息及び買入手形利息	857	債券利息	2,096
預け金利息	1,232	コールマネー利息及び売渡手形利息	△16
金利スワップ受入利息	32	売現先利息	0
その他の受入利息	1,637	債券貸借取引支払利息	45
役員取引等収益	9,892	借入金利息	2,017
特定取引収益	2,579	その他の支払利息	40
その他業務収益	43,232	役員取引等費用	2,665
貸倒引当金戻入益	20,925	特定取引費用	0
償却債権取立益	100	その他業務費用	31,734
その他の経常収益	22,206	営業経費	78,570
経常費用	146,207	その他経常費用	25,595
資金調達費用	7,640	その他の経常費用	25,595
預金利息	2,843	経常利益	58,499
譲渡性預金利息	612	特別利益	105
債券利息	2,096	固定資産処分益	105
コールマネー利息及び売渡手形利息	△16	特別損失	745
売現先利息	0	固定資産処分損	187
債券貸借取引支払利息	45	減損損失	558
借入金利息	2,017	税金等調整前当期純利益	57,859
その他の支払利息	40	法人税・住民税及び事業税	13,681
役員取引等費用	2,665	法人税等調整額	6,835
特定取引費用	0	法人税等合計	20,516
その他業務費用	31,734	当期純利益	37,342
営業経費	78,570	非支配株主に帰属する当期純利益	3
その他経常費用	25,595	親会社株主に帰属する当期純利益	37,339
その他の経常費用	25,595		

株式の状況 Stock Information

店舗等一覧 Network

株式情報 (平成30年3月31日現在)

- 発行可能株式総数……………普通株式…………… 4,000,000,000株
危機対応準備金株式…………… 10株
- 発行済株式の総数……………普通株式…………… 2,186,531,448株
- 決算期…………… 3月31日
- 基準日……………定時株主総会…………… 3月31日
期末配当金受領株主確定日…………… 3月31日
- 定時株主総会開催時期…………… 6月下旬
- 単元株式数……………普通株式…………… 1,000株
危機対応準備金株式…………… 1株
- 公告方法……………電子公告
ただし、やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

株式事務のご案内

- 株主名簿管理人……………東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
- 事務取扱場所……………東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
- お問合せ先……………東京都府中市日鋼町一丁目1番
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
電話：0120-232-711 (通話料無料) (受付時間：土・日・祭祝日を除く9:00～17:00)
- 郵便物送付先……………〒137-8081
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
- 取次所……………三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店

株主資格

- 商工中金は、中小企業金融の円滑化を目的とする金融機関であり、株式会社商工組合中央金庫法第6条により、議決権のある株主資格が、政府のほか、中小企業組合と株主である中小企業組合の組合員に限定されています。

- 株式の名義書換請求は、上記三菱UFJ信託銀行株式会社本店にて受付いたしますが、資格審査の結果、名義書換をお断りする場合がございますのであらかじめご了承ください。

中小企業組合の皆さまへ

組合員が商工中金へお借入のお申込等をされる際には、所属組合員であることの確認が必要となりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○本店 〒104-0028 東京都中央区八重洲2-10-17 03-3272-6111

北海道		
●札幌	〒060-0002	札幌市中央区北二条西3-1-20 011-241-7231
●函館	〒040-0063	函館市若松町3-6 0138-23-5621
●帯広	〒080-0013	帯広市西三条南6-20-1 0155-23-0181
▲釧路	〒085-0847	釧路市大町1-1-1 0154-42-0671
●旭川	〒070-0035	旭川市五条通9-1703-81 0166-26-2181

東北		
●青森	〒030-0861	青森市長島2-1-7 017-734-5411
●八戸	〒031-0086	八戸市大字八日町40-2 0178-45-8811
●盛岡	〒020-0021	盛岡市中央通3-4-6 019-622-4185
●仙台	〒980-0021	仙台市青葉区中央2-10-30 022-225-7411
●秋田	〒010-0001	秋田市中通2-4-19 018-833-8531
●山形	〒990-0038	山形市幸町2-1 023-632-2111
●酒田	〒998-0044	酒田市中町2-6-22 0234-24-3922
●福島	〒960-8054	福島市三河北町11-5 024-526-1201
▲会津若松	〒965-0816	会津若松市南千石町6-5 0242-26-2617

関東甲信越		
●水戸	〒310-0021	水戸市南町3-5-7 029-225-5151
●宇都宮	〒320-0861	宇都宮市西1-1-15 028-633-8191
〔※平成29年7月18日に仮店舗から上記住所へ移転しました〕		
●前橋	〒371-0023	前橋市本町1-1-11 027-224-8151
〔※平成30年4月16日に上記住所へ移転しました〕		
●さいたま	〒330-0064	さいたま市浦和区岸町4-25-13 048-822-5151
●熊谷	〒360-0042	熊谷市本町2-95 048-525-3751
●千葉	〒260-0028	千葉市中央区新町3-13 043-248-2345
●松戸	〒271-0092	松戸市松戸1846-2 047-365-4111
●八王子	〒192-0081	東京都八王子市横山町2-5 042-646-3131
●上野	〒110-0005	東京都台東区上野1-10-12 03-3834-0111
●大森	〒143-0016	東京都大田区大森北1-1-10 03-3763-1251
●京浜島	〒143-0003	東京都大田区京浜島2-10-2 03-3799-0331
●押上	〒130-0002	東京都墨田区業平3-10-8 03-3624-1161
■浦安	〒279-0025	浦安市鉄橋通り2-1-6 047-355-8011
●新宿	〒160-0023	東京都新宿区西新宿1-22-2 03-3340-1551
●深川	〒135-0042	東京都江東区木場5-11-17 03-3642-7131
●東京	〒105-0012	東京都港区芝大門2-12-18 03-3437-1231
●池袋	〒171-0022	東京都豊島区南池袋1-21-10 03-3988-6311
●渋谷	〒150-0002	東京都渋谷区渋谷2-17-5 03-3486-6511
●神田	〒101-0045	東京都千代田区神田鍛冶町3-3-12 03-3254-6811
●新木場	〒136-0082	東京都江東区新木場1-18-6 03-5569-1711
●横浜	〒231-0003	横浜市中区北仲通4-40 045-201-3952
●川崎	〒210-0007	川崎市川崎区駅前本町26-4 044-244-1101
●横浜西口	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-1 045-314-3211
▲相模原	〒252-0231	相模原市中央区相模原4-3-14 042-786-6230
●新潟	〒950-0087	新潟市中央区東大通2-4-4 025-255-5111
〔※平成30年2月13日に上記住所へ移転しました〕		
●長岡	〒940-0061	長岡市城内町1-2-10 0258-35-2121
●甲府	〒400-0032	甲府市中央1-6-16 055-233-1161
●長野	〒380-0814	長野市西鶴賀町1483-11 026-234-0145
●諏訪	〒392-0026	諏訪市大手1-14-6 0266-52-6600
●松本	〒390-0811	松本市中央2-1-27 0263-35-6211

関東甲信越		
●水戸	〒310-0021	水戸市南町3-5-7 029-225-5151
●宇都宮	〒320-0861	宇都宮市西1-1-15 028-633-8191
〔※平成29年7月18日に仮店舗から上記住所へ移転しました〕		
●前橋	〒371-0023	前橋市本町1-1-11 027-224-8151
〔※平成30年4月16日に上記住所へ移転しました〕		
●さいたま	〒330-0064	さいたま市浦和区岸町4-25-13 048-822-5151
●熊谷	〒360-0042	熊谷市本町2-95 048-525-3751
●千葉	〒260-0028	千葉市中央区新町3-13 043-248-2345
●松戸	〒271-0092	松戸市松戸1846-2 047-365-4111
●八王子	〒192-0081	東京都八王子市横山町2-5 042-646-3131
●上野	〒110-0005	東京都台東区上野1-10-12 03-3834-0111
●大森	〒143-0016	東京都大田区大森北1-1-10 03-3763-1251
●京浜島	〒143-0003	東京都大田区京浜島2-10-2 03-3799-0331
●押上	〒130-0002	東京都墨田区業平3-10-8 03-3624-1161
■浦安	〒279-0025	浦安市鉄橋通り2-1-6 047-355-8011
●新宿	〒160-0023	東京都新宿区西新宿1-22-2 03-3340-1551
●深川	〒135-0042	東京都江東区木場5-11-17 03-3642-7131
●東京	〒105-0012	東京都港区芝大門2-12-18 03-3437-1231
●池袋	〒171-0022	東京都豊島区南池袋1-21-10 03-3988-6311
●渋谷	〒150-0002	東京都渋谷区渋谷2-17-5 03-3486-6511
●神田	〒101-0045	東京都千代田区神田鍛冶町3-3-12 03-3254-6811
●新木場	〒136-0082	東京都江東区新木場1-18-6 03-5569-1711
●横浜	〒231-0003	横浜市中区北仲通4-40 045-201-3952
●川崎	〒210-0007	川崎市川崎区駅前本町26-4 044-244-1101
●横浜西口	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-1 045-314-3211
▲相模原	〒252-0231	相模原市中央区相模原4-3-14 042-786-6230
●新潟	〒950-0087	新潟市中央区東大通2-4-4 025-255-5111
〔※平成30年2月13日に上記住所へ移転しました〕		
●長岡	〒940-0061	長岡市城内町1-2-10 0258-35-2121
●甲府	〒400-0032	甲府市中央1-6-16 055-233-1161
●長野	〒380-0814	長野市西鶴賀町1483-11 026-234-0145
●諏訪	〒392-0026	諏訪市大手1-14-6 0266-52-6600
●松本	〒390-0811	松本市中央2-1-27 0263-35-6211

東海		
●岐阜	〒500-8828	岐阜市若宮町9-16 058-263-9191
▲高山	〒506-0025	高山市天満町5-1 0577-32-3353
●静岡	〒420-0853	静岡市葵区追手町6-3 054-254-4131
●浜松	〒430-0917	浜松市中区常盤町133-1 053-454-1521
●沼津	〒410-0046	沼津市米山町6-5 055-920-5000
●熱田	〒456-0018	名古屋市長久寺町新尾頭2-2-33 052-682-3111
●名古屋	〒460-0003	名古屋市中区錦3-23-18 052-951-7581
●豊橋	〒440-0897	豊橋市松葉町3-71-2 0532-52-0221
●津	〒514-0004	津市栄町4-254-1 059-228-4155
●四日市	〒510-0074	四日市市鶴の森1-3-20 059-351-4871

北陸		
●富山	〒930-0004	富山市桜橋通り6-11 076-444-5121
●高岡	〒933-0912	高岡市内丸の内2-6 0766-25-5431
●金沢	〒920-0964	金沢市本多町3-1-25 076-221-6141
●福井	〒910-0005	福井市大手3-14-9 0776-23-2090

近畿		
●大阪	〒520-0047	大阪市浜大津1-2-22 077-522-6791
●彦根	〒522-0073	彦根市旭町9-3 0749-24-3831
●京都	〒600-8421	京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町159-1 075-361-1120
●大塚	〒550-0011	大阪市西区阿波座1-7-13 06-6532-0309
●堺	〒590-0972	堺市堺区天神橋町2-1-2 072-232-9441
●梅田	〒530-0012	大阪市北区芝田2-1-18 06-6372-6551
●船場	〒542-0081	大阪市中央区南船場1-18-17 06-6261-8431
●箕面船場	〒562-0035	箕面市船場東2-5-55 072-729-9181
●東大阪	〒577-0013	東大阪市長田中2-1-32 06-6746-1221
●姫路	〒650-0032	神戸市中央区伊藤町111 078-391-7541
●姫路	〒670-0015	姫路市総社本町111 079-223-8431
●尼崎	〒660-0892	尼崎市東灘波町5-19-8 06-6481-7501
●奈良	〒630-8227	奈良市林小路8-1 0742-26-1221
●和歌山	〒640-8152	和歌山市十番丁2-1 073-432-1281
〔※平成29年9月4日に上記住所へ移転しました〕		

中国		
●鳥取	〒680-0023	鳥取市片原2-218 0857-22-3171
●米子	〒683-0067	米子市東町168 0859-34-2711
●松江	〒690-0887	松江市殿町210 0852-23-3131
▲浜田	〒697-0015	浜田市竹迫町2886 0855-23-3033
●岡山	〒700-0818	岡山市北区番山町4-1 086-225-1131
●広島	〒730-0051	広島市中区大手町2-1-2 082-248-1151
●広島	〒720-0814	福山市光南町1-1-30 084-922-6830
●広島西	〒733-0833	広島市西区商工センター1-14-1 082-277-5421
●下関	〒750-0016	下関市細江町1-1-13 083-223-1151
●徳山	〒745-0034	周南市御幸通1-10 0834-21-4141

四国		
●徳島	〒770-0901	徳島市西船場町2-30 088-623-0101
●高松	〒760-0052	高松市瓦町1-3-8 087-821-6145
●松山	〒790-0001	松山市一番町2-6-4 089-921-9151
●高知	〒780-0870	高知市本町4-2-46 088-822-4481

九州・沖縄		
●福岡	〒810-0001	福岡市中央区天神1-13-21 092-712-6551
■福岡センター	〒813-0034	福岡市東区多の津1-7-1 092-712-6551
〔※窓口業務は福岡支店へ統合し、同出張所はATMコーナーのみとなりました〕		
●北九州	〒802-0003	北九州市小倉北区米町2-1-2 093-533-9567
●久留米	〒830-0032	久留米市東町42-21 0942-35-3381
●佐賀	〒840-0801	佐賀市駅前中央1-6-23 0952-23-8121
●長崎	〒850-0841	長崎市銀座町2-13 095-823-6241
●佐世保	〒857-0053	佐世保市常盤町4-21 095-823-8141
●熊本	〒860-0846	熊本市中央区城東町2-23 096-352-6184
●大分	〒870-0034	大分市都町2-1-6 097-534-4157
●宮崎	〒880-0811	宮崎市錦町1-10 0985-24-1711
●鹿児島	〒892-0847	鹿児島市西千石町17-24 099-223-4101
〔※平成29年11月6日に仮店舗から上記住所へ移転しました〕		
●那覇	〒900-0015	那覇市久茂地2-22-10 098-866-0196

海外		
●ニューヨーク支店	666 Fifth Avenue, 14th Floor New York, N.Y. 10103 U.S.A.	1-212-581-2800
◆香港駐在員事務所	Suite 804, 8/F., Central Plaza, 18 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong	852-2524-5111
◆上海駐在員事務所	上海市延安西路2201号 上海国際貿易中心大廈1706室	86-21-6275-3860
◆バンコク駐在員事務所	Unit 6, 10th Floor CRC Tower, All Seasons Place, 87/2 Wireless Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330, Thailand	66-2-654-0588

○●本支店93(うち海外1) 計104(うち海外4) ■出張所3 ▲営業所5 ◆海外駐在員事務所3 (平成30年6月30日現在)



人を思う。未来を思う。

商工中金

平成30年3月期
ミニディスクロージャー誌

株式会社 商工組合中央金庫(略称/商工中金)

発行/平成30年7月 広報部
〒104-0028 東京都中央区八重洲2-10-17
TEL : 03(3272)6111
<https://www.shokochukin.co.jp/>

